

子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメント結果

(未定稿)

新潟市子ども・子育て支援事業計画（案）
意見募集結果

本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、さまざまな子ども・子育て支援の充実を計画的に進めていくため、「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」の策定に取り組んでいます。

この計画案に対する市民の皆さまのご意見を募集し、結果がまとまりましたので、公表します。ただし、個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

● ご意見の募集期間

平成26年12月22日（月）～平成27年1月20日（火）

● 提出状況

- ◆提出者数 5人
- ◆提出件数 12件
- ◆提出方法

窓口	2人
郵送	-
FAX	2人
電子メール	1人

● 寄せられたご意見と市の考え方

◆項目別意見数

項目	件数
第1章 計画の策定にあたって	0
第2章 計画の基本的な考え方	0
第3章 計画に基づく事業内容	12
第4章 計画の推進と点検・評価	0
合計	12

◆ご意見の概要と市の考え方
別紙のとおり

● 問い合わせ先

新潟市 福祉部 こども未来課 企画管理係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL：025-226-1193 FAX：025-228-2197
Eメールアドレス：mirai@city.niigata.lg.jp

別紙

◆ご意見の概要と市の考え方

お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方は、次のとおりです。

通番 号	該 当 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
1	35 頁	基本施策1 幼児期の教育・保育の充実 と幼保小連携の取り組み の推進 [成果指標] 待機児童数	待機児童数だけでなく保育の質についての指標が設定できないか。 (例えば乳児保育や休日保育など)	成果指標については、具体的な数値が示せる項目を設定しています。 乳児保育・休日保育などの多様な保育事業のとりくみを継続し、その保育の質については、日々の保育のなかで向上させるよう努めていきます。	無
2	46 頁	基本施策2 放課後対策の総合的な推進 [現状と課題] ◎ 小学生児童数は年々減少し、今後も伸び悩むと推測される一方で、子どもたちが放課後を安心、安全に過ごせる場として、放課後児童クラブに対するニーズは、今後も増えることが見込まれており、子どもふれあいスクールを含む、総合的な放課後対策が必要とされています。	「放課後子ども総合プラン」で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化が推進されているが、放課後児童クラブと子ども教室事業は、それぞれの目的・役割がある。放課後子ども教室との一体化ではなく、放課後児童クラブ数を増やすことや質の引き上げなど放課後児童クラブの拡充が緊急の課題。保護者が安心して働くことができ、子どもが安心して生活できる放課後児童クラブの整備が必要である。	「放課後子ども総合プラン」においての一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所で、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに両事業の児童が参加できるものをいいます。 【修正：46 ページに ※注 一体型の説明を追加】 放課後児童クラブと放課後子供教室が、連携を図ることで、児童が活動の幅を広げ、多様な体験、活動を行うことができるよう取り組んでいくことが必要と考えます。	有

通番 号	該 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
3	47 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>[取り組みの方向性] ◎ 放課後児童健全育成事業者に対し、研修や情報交換会を行い、公設・民設を含めた本市の放課後児童クラブ全体が、条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させるよう図っていきます。</p>	<p>「指導員の処遇の改善、人材確保の方策も検討する」と付け加えるべき。</p>	<p>「放課後児童クラブが条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備及び運営を向上させることを図ること」には、職員の処遇の改善や人材確保方策の検討も含まれるものです。</p>	無
4	47 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>[取り組みの方向性] ◎ 小学校6年生までを受け入れ対象とし、必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、施設整備を行っていきます。</p>	<p>「学校施設、学校敷地外の民家、アパートなども活用しながら1集団の規模40人になるよう施設整備を行なっていきます」とすべき。</p>	<p>児童の放課後の安心・安全な居場所として、学校外に移動せずに過ごせる場所の確保が必要と考えています。学校施設の活用を基本とし、状況により学校外施設等も活用しながら、児童をおおむね40人以下の支援の単位に分けかつ、1人につきおおむね1.65㎡以上の施設面積を確保できるよう取り組んでいきます。</p> <p>【修正：48ページ2（1）に施設活用の説明を追加】</p>	有

通番 号	該 当 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
5	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>[主な取り組み] 1(1)「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営</p>	<p>職員について、「うち1人を補助員に代えることができる」を「2人とも放課後支援員にする」とするべき。</p> <p>【理由】放課後支援員が休む時、補助員と代替臨時では何かあった時、不安。災害、救急車、ノロ、急な引きつけなどに対応するには、新潟市が今まで行って来た正規2人体制を継続してほしい。</p>	<p>条例では、「放課後児童健全育成事業者は、常にその設備及び運営を向上させなければならないことや最低基準を超えて設備を有し、又は運営している場合は、最低基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならない」ことを明記しています。</p>	無
6	48 頁	<p>健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営</p> <p>① 職員 支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を2人以上配置する必要があります。</p> <p>このことを基本としながら、うち1人を補助員に代えることができるという規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、「放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの」としています。</p>	<p>「このことを基本としながら、うち1人を補助員に代えることができるという規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、『放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの』としています。」を削除し、「支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を2名以上配置する必要があります。」と修正するべき。</p> <p>【理由】これまで、新潟市と社会福祉協議会は、学童保育事業を始めたときから各クラブに正規職員2名と児童数に応じて臨時指導員を配置してきた。（国が1施設に1名分の補助単価を出さなくても）2人で、保育計画、行事の相談をし、様々なトラブルや困ったことを相談しながら、クラブ運営を行ってきた。各クラブの児童への保育、保護者対応の難しさ、学校、ふれあいスクールとの連携、地域の方々との連携、大規模クラブ、施設の狭さ等々、日々の支援員の仕事は沢山ある。放課後児童支援員と補助員（たとえ支援員の資格はあっても）と待遇の違い職員配置では、放課後児童支援員1人に責任がかかってくる。意欲を持って働いている新潟市のひまわりクラブ指導員を新潟市と社会福祉協議会は新しい運営基準に関する条例ができたあとも守るべき。これまで新潟市が築き上げてきた学童保育の水準を引き下げないでほしい。民間で行っている事業所で、1～2か所基準に満たない所があったとしても、長期的展望に立ち、例外は認めながら行ってほしい。</p>	<p>そのため、「条例に定める基準に沿った運営」を行うことで、現に有資格者が2人以上で運営しているクラブにおいては、引き続き2人以上の放課後児童支援員が必要ということになります。</p> <p>また、補助員を配置した場合でも、3年以内に放課後児童支援員となることを要件とし、質の向上を図ることとしています。</p> <p>民設クラブ等で、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、児童の安全が確保される場合は、職員2人のうち1人は兼務を認める規定もあります。</p>	無

通番 号	該 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
7	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>[主な取り組み] 1(1)「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営</p> <p>② 施設・設備 遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。(専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除きます。)</p> <p>5年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。</p>	<p>「1.65㎡以上確保」は、「1.98㎡以上確保」とすべき。</p> <p>【理由】1.65㎡では狭いと思う。特に高学年も受け入れ、身体も大きくなるので、広いスペースが必要になると思う。広さを確保するための具体的な案を早急に示してほしい。支援員の配置と同時に施設の分割・クラス制など、現場でどうしていけば良いのかわかるように示してほしい。</p>	<p>厚生労働省令で定められた「1.65㎡以上」については、国の放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の報告で、「現状児童1人あたりおおむね1.65㎡以上を満たしていないクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人あたりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当」とされたことを踏まえ、定めたものです。</p> <p>本市としても、1人あたりおおむね1.65㎡以上を満たしていないクラブが現存することから、国の示す基準が適当として条例に規定したものです。</p> <p>ただし、基準を上回る運営が行えるよう施設整備を進めていきます。</p> <p>【修正：48ページ1(1)②に施設整備について説明を追加】</p> <p>また、条例の「設備の基準」の中で、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」。)について、省令に加え、「専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く」とし、専用区画から除かれる部分を具体的に明記しています。</p> <p>また、現場での対応については、平成26年度から、本市の放課後児童健全育成事業者および職員を対象に研修や情報交換会を実施しており、新制度における運営について情報共有を行い、各クラブの現況や今後の対応などを話し合う機会を設けています。新制度開始後もこれを継続していきます。</p>	有

通番 号	該 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
8	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>[主な取り組み] 1(1)「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営</p> <p>② 施設・設備 遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。(専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除きます。)</p> <p>5年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。</p>	<p>「5年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。」という箇所について、資料の追加として、施設整備（5年間の経過措置期間）の予定の一覧表を提示してほしい。</p> <p>【理由】大規模クラブ、老朽化の激しいクラブが沢山あるが、〇〇クラブは何年にプレハブまたは教室を借りるよう学校と交渉中である等々の計画が保護者や指導員、学校、地域の方々いつでも分かるように示してほしい。各々のクラブがいつ分割するかが分かれば現状を耐えることができるのではないだろうか。</p>	<p>新潟市ホームページに公開している第7回放課後児童クラブ検討部会の資料5で、面積要件により、平成31年度までに整備が必要と見込まれる小学校を示しています。</p> <p>ただし、利用児童数の増減、各施設の状況、民設放課後児童クラブの運営状況等により、施設ごとの整備の緊急度は毎年変動するものと考えています。</p> <p>小学校施設の活用については、各小学校との協議も必要となりますので、長期的計画に具体的施設名を明示することは難しい状況です。面積要件以外に老朽化要件等も加え、5年間の経過措置期間の中で計画的に整備していきます。</p>	無

通番 号	該 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
9	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>[主な取り組み] 1(2) 放課後児童健全育成事業者への研修と情報共有 <<略>> 市全体の放課後児童健全育成事業の質の向上を図るために、今後も公設・民設の事業者・職員への研修実施と情報共有に努めていきます。</p>	<p>計画の記載に対する修正ではなく、研修内容についての意見。</p> <p>4月から6年生まで受け入れることになったが、高学年を含めた生活づくりと高学年児童への対応の学習を早くに行う必要があると思う。</p> <p>他県の高学年受け入れている事業所の放課後児童支援員の話聞くのが一番良いと思う。</p> <p>40人以下の支援の単位にするため、支援員をたくさん採用しているが、新年度から全員研修の回数を増やしていくことが大切だと思う。</p> <p>また、障がいのある子どもと、障がいはなくてもパニックをおこしたり、友だちとの関わりが苦手な子等々、各クラブでは気になるけれど、どう対応してよいか分らず指導員は困っている。指導員の悩みに応えてくれる研修を取り入れてほしい。</p>	<p>研修内容についてのご意見ありがとうございます。</p> <p>本市でも以前から高学年の受け入れを行っている民設クラブや、公設の高学年受け入れモデルクラブがあり、平成26年度から、こうしたクラブの職員を交えた情報交換会を実施しており、今後も継続していく予定です。</p> <p>また、いただいたご意見を参考に、新潟市の放課後児童クラブ全体の質の向上を図るため、今後も公設・民設を含め職員への研修内容の充実に取り組んでいきます。</p>	無
10	48 頁	<p>基本施策2 放課後対策の総合的な推進</p> <p>[主な取り組み] 2 放課後児童クラブの整備 (1) 必要な量の見込みと確保方策</p>	<p>新制度では、小学校6年生までが対象となり、ますます利用児童数が増えることが予想される。施設の整備を後回しにし、待機児童を出さないで受け入れる事により大規模クラブが増えてきたことの弊害は大きいと思う。</p> <p>5年間の経過措置ではなく早急に大規模クラブを解消することが必要。</p> <p>大規模クラブでは児童の安全安心の生活を保障することはできない。新制度では、「子ども一人あたり1.65㎡以上の面積を確保する」、「支援の単位を構成する児童の数40人以下」を早急に整備する具体的な事業計画を立てる必要がある。</p>	<p>児童1人につきおおむね1.65㎡以上の面積を確保するための整備を行うとともに、支援の単位ごとの放課後児童支援員を配置していくために、5年間という期限を設けることで、より計画的に児童の受け入れ態勢を整えることができると考えています。</p>	無

通番 号	該 当 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
11	52 頁	<p>基本施策3 障がいのある子どもへの 支援の充実</p> <p>[成果指標] 発達支援コーディネータ ー養成研修修了者数 平成25年度 74名 → 平成31年度 各園1名以 上</p>	<p>発達支援コーディネーターをかなり増加させる指標となっ ているが、これを実現するための手法の記述が必要ではないか。</p>	<p>発達支援コーディネーターの養成研修は、平 成25年度から開始し、平成26年度の修了者 数は77名でした。今後も引き続き研修を実施 することにより、各園1名以上の配置を目指し ます。</p> <p>また、ご意見及び現状を踏まえ、次のとおり 修正いたします。</p> <p>[成果指標]：数値を現状にあわせ更新し、配置 率を併記。 平成26年度 151名（配置率52.4%）→ 平成31年度 各園1名以上（配置率100%） [コラム]：「発達支援コーディネーターについ て」を新規追加。</p>	有
12	92 頁	<p>基本施策10 社会的養護体制の充実</p> <p>[主な取り組み] 1(4) 自立支援の充実 自立の際にも保護者か らの適切な支援を受けら れない子どもに対し、自立 を援助するため、自立援助 ホームを支援し、さまざま な事情で子どもの養育が 困難な状況にある母子家 庭の親子に対し、母子生活 支援施設での就労指導や 生活指導などを通じて自 立への支援を行うととも に、各施設退所後の相談支 援（アフターケア）の充実 に努めます。</p>	<p>「アフターケア」は特に重要。自立するということは、地域 の中で暮らしていかなければならないということであり、施設だ けではなく、児童福祉法の枠を超えた対応が必要となる。計画 案では「相談支援（アフターケア）」となっているが、「相談支 援」といっても相談に来ないという場合もある。アフターケア に関する記載に幅をもたせたほうが良いのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、以下のとおり修正いたし ます。</p> <p>[主な取り組み] 1 社会的養護体制の充実 (4) 自立支援の充実 自立の際にも保護者からの適切な支援を受け られない子どもに対し、自立を援助するた め、自立援助ホームを支援するとともに、さま ざまな事情で子どもの養育が困難な状況にあ る母子家庭の親子に対し、母子生活支援施設 での就労指導や生活指導などを通じて自立への 支援を行います。さらに、<u>関係機関と連携しな がら各施設退所後に安定した社会生活を送る ことができるよう、相談支援をはじめとしたア フターケアの充実</u>に努めます。</p>	有

※参考意見（意見書の記載に不備があったため、件数外として取り扱っています。）

通 番 号	該 当 頁	素案記述	ご意見の概要	市の考え方	修 正
13	-	-	<p>1. 子どもたちの健やかな成長、及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要。</p> <p>2. 乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されている。保育園の前などで喫煙をしている母親などの姿は珍しくない。家庭での対策や啓発はもちろん重要だが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。</p> <p>3. 子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底をしてほしい。</p> <p>4. とりわけ、通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠。受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組みや、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のような明示の義務づけも必要で有効かと思う。</p> <p>(1)「環境中たばこ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」</p> <p>(2)「受動喫煙のリスクのある場所に子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」</p> <p>(3)出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」</p>	<p>本市では、「新潟市健康づくり推進基本計画」において、「たばこ」対策について記しており、同計画に沿って、受動喫煙の防止に取り組んでおります。</p> <p>具体的には、母子健康手帳の交付時などに禁煙を呼び掛けているほか、禁煙・分煙宣言施設の登録制度や飲食店を対象にした認定制度（健康づくり支援店「禁煙・分煙部門」）を設けております。</p> <p>今後とも、たばこを吸わない人が、たばこの煙を吸う機会がなくなるよう、普及・啓発に努めてまいります。</p>	無